

土地や建物を譲渡（売却）してその譲渡所得を申告する場合の入力例

この入力例では、「土地や建物を譲渡（売却）」した場合に、申告書スマートフォンで作成し、マイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する方法をご案内します。
赤枠の箇所をタップ・選択して進んでください。
 ※居住用財産の特別控除等の特例の適用を受ける場合の入力例も以降の説明の中でご案内しています。

e-Taxに必要なもの

① スマートフォン（マイナンバーカード読取対応）



マイナンバーアプリをインストール



iPhoneの方

Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です。）

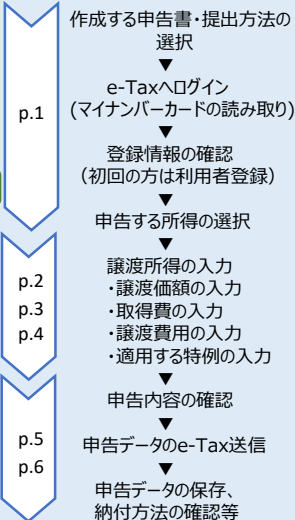
✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）

パスワードが分からない場合の対応方法は、**公的個人認証サービスのポータルサイト**をご確認ください。

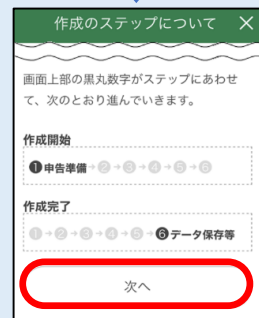


申告書作成フロー

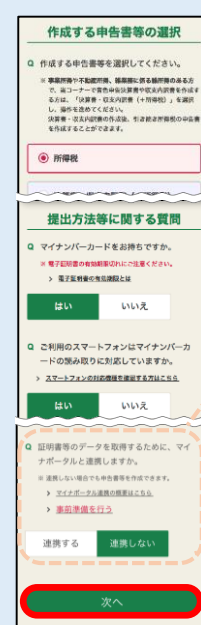


二次元コードを読み取り、作成を開始

STEP1 作成コーナーにアクセスし作成開始



STEP2 作成する申告書等の選択

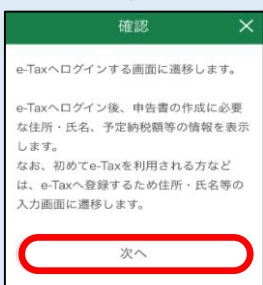
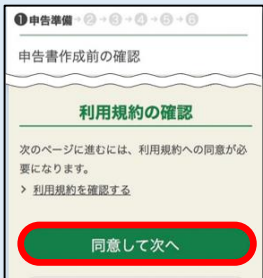


【参考】
マイナンバー連携

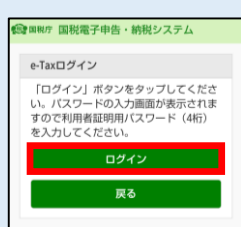
マイナンバー連携をすることで、給与所得、医療費などを自動入力できます。初めてマイナンバー連携をする場合は、以下の「**マイナンバー連携特設ページ**」をご覧ください。



STEP3 利用規約の確認



STEP4 e-Taxログイン



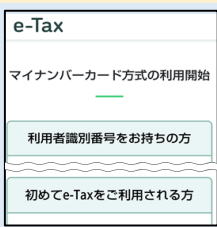
パスワード（4桁）を入力



スマートフォンをマイナンバーカードの中央に置き「**読み取り開始**」をタップ

スマホ用電子証明書を利用する場合は、読み取りを省略できます。（Androidのみ対応）

STEP5 利用者登録

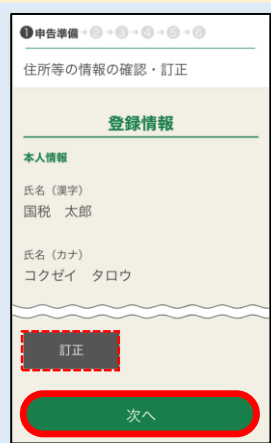


マイナンバーカードを利用して、初めて確定申告をする場合、利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力してください。

過去にマイナンバーカードを利用して確定申告をしたことがある方は、「STEP5」ではなく、「STEP6」が表示されますので、次に進みます。

利用者登録の詳しい方法は、別紙「**参考**」マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合」をご覧ください。

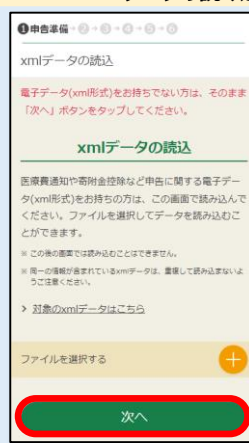
STEP6 登録情報の確認・訂正



表示された情報を確認し、変更等があれば、「訂正」をタップし、情報の訂正を行ってください。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

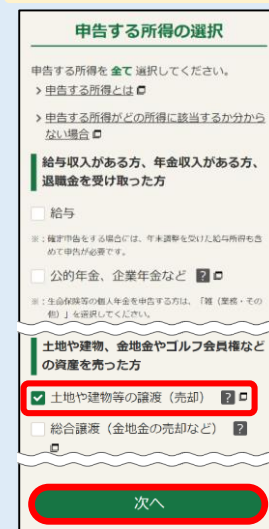
STEP7 xmlデータの読み込み



医療費通知や寄付金控除等のxmlデータを読み込み場合はこちらで読み込みを行います。

読み込まない場合は「次へ」をタップ

STEP8 申告する所得の選択



給与や年金など他に申告する所得があれば全て選択

土地や建物を譲渡（売却）してその譲渡所得を申告する場合の入力例

STEP9 譲渡所得の入力方法の選択

STEP10 譲渡価額の内訳等の入力

共有者がいる場合の入力

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

土地建物等の譲渡所得の入力方法選択

入力前の確認事項

「次へ」ボタンを押して、「譲渡所得の内訳書」等を作成します。

既に譲渡所得の内訳書等を作成された方

作成コーナーで譲渡所得の内訳書等を作成しない場合、ご自身で作成された譲渡所得の内訳書等を提出する必要があります。

既に譲渡所得の内訳書等を作成している（計算結果を入力する）

次へ

戻る

※書面で譲渡所得を計算済みの方は、「既に譲渡所得の内訳書等を作成している（計算結果を入力する）」にチェックを入れ、その他の方はチェックを入れずに「次へ」をタップしてください。

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1.不動産売却内容の入力 → 2 → 3

譲渡所得の内訳書作成

契約：1件目

譲渡（売却）した土地・建物等の情報を入力してください。
譲渡（売却）した契約が2件以上ある場合は、1件ごとに入力します。

譲渡価額の内訳等

「入力する」ボタンを押して、譲渡価額の内訳等を入力してください。
入力に必要な書類

入力する

取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）

「入力する」ボタンを押して、取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）を入力してください。

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1.不動産売却内容の入力 → 2 → 3

譲渡価額の内訳等の入力

契約：1件目

入力例

譲渡（売却）した土地・建物等の情報入力

譲渡（売却）した物件の種類

土地及び建物

所在地番

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

住所表示

※：28文字以内
※：上記で入力した所在地番について、住所表示がお分かりになる場合は入力してください。

〇〇市△△町X-X X X

共有者（自分以外に持分を持っていた者）

いない

1人

2人

3人以上

次へ

戻る

表示される項目に売却した土地や建物の情報を入力します。
売却した土地や建物が共有である場合は共有者の人数を選択し、「次へ」をタップした後、右側の「共有者がいる場合の入力」を行います。

共有者の情報入力

共有者1人目

住所

※：28文字以内

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

氏名

※：24文字以内

国税 二郎

共有者2人目

表示される項目に共有者の情報や持分を入力します。
なお、持分は登記事項証明書に記載があるほか、売買契約書に記載されている場合があります。

持分の入力

譲渡（売却）した土地と建物の共有持分は同一ですか？

※：譲渡（売却）した物件が「土地のみ」又は「建物のみ」の場合は「はい」を選択してください。

はい

いいえ

持分

あなた

共有者1人目

共有者2人目（他〇名）

次へ

STEP11 取得費の入力

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1.不動産売却内容の入力 → 2 → 3

取得費の入力方法の選択

契約：1件目

譲渡所得の内訳書作成

契約：1件目

取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）

「入力する」ボタンを押して、取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）を入力してください。

※：購入（建築）の金額が不明であるなど、取得費を譲渡（売却）価額の5%相当額で計算する場合には入力不要です。その場合、取得費を譲渡（売却）価額の5%とした上で、長期譲渡所得として計算します。

入力に必要な書類

入力する

取得費が分からない場合は、譲渡価額の5%を取得費として自動計算しますので、入力は不要です。

土地の取得費の入力

譲渡（売却）した土地の購入代金等

入力例

Q 譲渡資産の購入代金や購入に要した費用（購入時に支払った仲介手数料や登記費用など）が分かっていますか？

※：先述伝来の財産であるとか、買入れた時期がないなどのため取得費が分からない場合や取得に要した費用と取得後に行った宅地増改修等の合計額が譲渡（売却）価額の5%に満たない場合には、取得費を譲渡（売却）価額の5%に相当する額で計算することができます。

はい

いいえ

譲渡（売却）した土地の情報

購入代金（円）

購入代金とは

10,000,000

購入先の氏名（名称）

次へ

建物の取得費の入力

譲渡（売却）した建物の購入（建築）代金等

入力例

Q 譲渡資産の購入代金や購入に要した費用（購入時に支払った仲介手数料や登記費用など）が分かっていますか？

※：先述伝来の財産であるとか、買入れた時期がないなどのため取得費が分からない場合や取得の取得費が譲渡（売却）価額の5%に満たない場合には、取得費を譲渡（売却）価額の5%に相当する額で計算することができます。

はい

いいえ

譲渡（売却）した建物の情報

購入（建築）代金（円）

購入代金とは

20,000,000

購入先の氏名（名称）

表示される項目に売却した土地や建物の購入代金や購入年月日等の情報を入力します。

支払った費用を追加入力する

償却費相当額

償却費相当額とは

譲渡の日

令和(2024)

次へ

建物の取得費の計算では、減価償却費相当額を購入（建築）代金等から控除するため、「譲渡の日」を入力します。

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1.不動産売却内容の入力 → 2 → 3

取得費の入力方法の選択

契約：1件目

入力結果総額

①土地取得費（総額）

10,000,000円

②建物の取得に要した費用（総額）

20,000,000円

③償却費相当額

8,568,000円
(建物1件目：8,568,000円、2件目：-)

④建物取得費（償却費相当額控除後）【2-③】

11,432,000円

⑤取得費（土地建物合計金額）【①+④】

21,432,000円

次へ

土地や建物を譲渡（売却）してその譲渡所得を申告する場合の入力例

STEP12 譲渡費用の入力

1. 不動産売却内容の入力 → 2 → 3

譲渡所得の内訳書作成
契約：1件目

譲渡（売却）するために支払った費用

「入力する」ボタンを押して、譲渡（売却）するために支払った費用（譲渡費用）を入力してください。

※：譲渡費用には、仲介手数料、収入印紙代、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：譲渡費用がない場合は、入力不要です。

入力に必要な書類

入力する

1. 不動産売却内容の入力 → 2 → 3

譲渡費用の一覧 契約：1件目

仲介手数料
入力件数：0件 / 1件
+ 仲介手数料を入力する

収入印紙代
入力件数：0件 / 1件
+ 収入印紙代を入力する

その他の費用
※：その他の費用には、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：借入金、固定資産税などその資産の維持・管理に要した費用は譲渡費用にはなりません。
入力件数：0件 / 4件
+ その他の費用を入力する

「仲介手数料」、「収入印紙代」及び「その他の費用」のうち実際に費用として支払ったものを選択します。

仲介手数料の入力

1. 不動産売却内容の入力 → 2 → 3

譲渡費用の入力 契約：1件目

譲渡（売却）するために支払った費用について入力してください。

入力例 ?

費用の種類
仲介手数料

株式会社〇〇不動産

支払年月日
年 月 日

支払金額（円）

入力内容の確認

表示される項目を入力して「**入力内容の確認**」をタップ
収入印紙代やその他の費用の入力についても同様です。

STEP13 これまでに入力した内容の確認

1. 不動産売却内容の入力 → 2 → 3

譲渡所得の内訳書作成
譲渡価額の内訳等

「訂正」ボタンを押して、譲渡価額の内訳等を入力してください。

入力に必要な書類

1
譲渡された土地・建物
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

譲渡年月日
令和6年〇月〇日

譲渡価額
25,000,000

訂正 **削除**

取得費（譲渡（売却）した資産の購入代金等）

譲渡（売却）するために支払った費用

「訂正」ボタンを押して、譲渡（売却）するために支払った費用（譲渡費用）を訂正してください。

※：譲渡費用には、仲介手数料、収入印紙代、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：譲渡費用がない場合は、入力不要です。

入力に必要な書類

1
譲渡費用の合計額
550,000

訂正 **削除**

次へ

入力内容を確認して「**次へ**」をタップ

1. 不動産売却内容の入力 → 2 → 3

譲渡費用の一覧 契約：1件目

その他の費用
※：その他の費用には、測量費、立退料、取壊し費用などが含まれます。
※：借入金、固定資産税などその資産の維持・管理に要した費用は譲渡費用にはなりません。
入力件数：0件 / 4件
+ その他の費用を入力する

譲渡費用の合計
550,000円

次へ

戻る

譲渡費用の合計を確認して「**次へ**」をタップ

STEP14 特例の選択

特例の適用を受けない場合は、「いいえ」を選択して次ページのSTEP17へ進みます。
受ける場合は、「はい」を選択してSTEP15へ進みます。

1 → 2. 特例選択 → 3

特例の選択 契約：1件目

質問に回答し、適用する特例を選択してください。

特例の適用に関する質問

Q 特例の適用を受けますか？
> 土地建物等の譲渡所得に関する特例とは

はい いいえ

次へ

STEP15 特例の選択 ※適用する場合

この入力例では、
・居住用財産を譲渡（売却）した場合の3,000万円の特別控除の特例（措法35条1項）
・所有期間が10年超の居住用財産を譲渡（売却）した場合（軽課所得）の軽減税率の特例（措法31条の3）
の二つの特例を適用する場合の入力方法を紹介します。

特例の適用に関する質問

Q 特例の適用を受けますか？
> 土地建物等の譲渡所得に関する特例とは

はい いいえ

譲渡（売却）に伴い、公共事業の施行者等から証明書の交付を受けている場合は、該当の特例を選択してください。
証明書の交付を受けていない場合は、「上記の証明書の交付はを受けていない」を選択してください。

上記の証明書の交付はを受けていない

Q 譲渡（売却）した土地や建物は、相続や遺贈により取得したものでしょうか？

相続や遺贈により取得した
 上記以外

「上記の証明書の交付はを受けていない」を選択

いずれかを選択

適用する特例の選択

1 入力内容から、適用が可能と見込まれる特例を表示しています。
適用したい特例が表示されていない場合は、特例適用条件をご確認いただき、「戻る」ボタンを押して入力内容を修正してください。

> 特例適用条文一覧

特別控除の特例選択
適用する特例を選択してください。

特例を適用しない
 居住用財産を譲渡（売却）した場合の3,000万円の特別控除の特例（措法35条1項）

適用する特例を選択

長期譲渡所得の税率の特例選択
適用する特例を選択してください。

特例を適用しない
 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡（売却）した場合の軽減税率の特例（措法31条の2）
 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡（売却）した場合（軽課所得）の軽減税率の特例（措法31条の3）

1 次の画面で、「低未利用土地等を譲渡（売却）した場合の長期譲渡所得の100万円の特別控除の特例（措法35条の3）」の適用要件確認を行いますので、「次へ」ボタンを押してください。

※：次の画面で特例の適用要件に該当しなかった場合は、この画面に戻り、特例の選択を解除する必要があります。

次へ

戻る

適用する特例（措法35条1項と措法31条の3）を選択して「**次へ**」をタップ

土地や建物を譲渡（売却）してその譲渡所得を申告する場合の入力例

STEP16 適用要件の確認

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1 → 2. 特例選択 → 3

マイホームの譲渡（利益あり）の特例
要件 契約：1件目

適用要件の確認

マイホームを譲渡（売却）し、利益があった方向けの特例（措置35条1項及び措置31条の3）共通の要件確認

3,000万円特別控除（措置35条1項）の特例と所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例（措置31条の3）のいずれか（又は両方）の適用を受けるためには、以下の条件のすべてに該当する必要があります。

✓ あなた（譲渡（売却）した方）が譲渡（売却）物件に居住していたこと。

> 単身赴任等の理由のため、配偶者・扶養親族のみが居住していた場合 □

> 住まいが2か所以上ある場合 □

> 所有者として居住の用に供したことがない場合 □

3,000万円特別控除（措置35条1項）の要件確認

3,000万円特別控除（措置35条1項）の特例の適用を受けるためには、以下の条件のすべてに該当する必要があります。

✓ 令和4年分、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の申告で、居住用財産関係の特例の適用を受けていないこと。

「居住用財産関係の特例」について ▾

所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例（措置31条の3）の要件確認

所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例（措置31条の3）の適用を受けるためには、以下の条件のすべてに該当する必要があります。

✓ 令和4年分、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の申告で、軽減税率の特例（措置31条の3）の適用を受けていないこと。

✓ 譲渡（売却）した住まいを、家屋・敷地ともに平成25年12月31日以前に取得（購入）していること。

相続、遺贈又は贈与により取得した場合には、前所有者が取得した日で判定します。

> 家屋を増改築した場合 □

> 敷地を買い増した場合 □

適用する特例の確認

特例の適用要件を確認し、特例の適用要件に該当しない場合は、「戻る」ボタンを押し、特例の選択を解除してください。

特例の適用要件に該当する場合は、適用する特例を選択して「次へ」ボタンを押してください。

居住用財産を譲渡（売却）した場合の3,000万円の特別控除の特例（措置35条1項）のみ

所有期間が10年超の居住用財産を譲渡（売却）した場合（軽減所得）の軽減税率の特例（措置31条の3）のみ

措置35条1項・措置31条の3の両方

次へ

戻る

特例の適用要件に該当することを確認し、適用する特例を選択して「次へ」をタップ

注意事項：住宅ローン控除を適用する（予定がある）方

居住年及びその前2年の計3年間の間に「居住用財産を譲渡（売却）した場合の特例」の適用を受けている場合は、**住宅ローン控除の適用を受けることができません。**

詳しい内容を確認する場合は、国税庁HPのタックスアンサーをご確認ください。



「No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別除）」

参考：登記事項証明書の添付省略

登記事項証明書の添付が必要な場合（措置31の3、34条の3、35条の2、35条3項、41条の5、41条の5の2の適用を受ける申告書を作成した場合）は、その特例の適用を受ける譲渡（売却）した物件及び買い換えた物件の不動産番号等を画面入力することにより、登記事項証明書の添付を省略できます。

なお、次に該当する方は、作成コーナーで不動産番号等を入力することができませんが、手書き等で「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」を作成して別途提出する等により、登記事項証明書の添付を省略することができます。

- ・作成コーナーで譲渡所得の内訳書等を作成しない方（計算結果のみを入力する方を含む）
- ・譲渡資産が31件以上又は買換資産が21件以上ある方

STEP17 入力内容の確認

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1 → 2 → 3. 入力内容の確認

入力内容の確認

契約ごとの入力内容を選択されている特例を表示しています。
表示されている契約について、内容を訂正したい場合は該当する契約の「訂正」ボタンを押してください。
他の契約について入力する方は、画面下の「もう1件入力する」ボタンを押してください。

入力内容の訂正方法

契約：1件目

入力内容

①譲渡価額
25,000,000円

②譲渡費用
550,000円

③取得費
21,432,000円

もう1件入力する

入力終了

④相続税額取得費加算額
0円

⑤差引金額
3,018,000円

⑥損益通算前の金額（①－②－③－④）
3,018,000円

⑦特例
-

⑧特別控除額
0円

登記事項証明書の提出が特例の適用要件になる方は、右の画面が表示されます。

訂正

削除

計算結果を確認する場合 ▾

もう1件入力する

入力終了

登記事項証明書の添付省略

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1 → 2 → 3. 入力内容の確認

入力内容の確認

登記事項証明書の添付省略

Q 不動産番号を入力することにより、登記事項証明書の添付が省略できますが不動産番号を入力しますか？

※：登記事項証明書の添付が必要な特例が適用された方に表示しています。

はい

いいえ

不動産番号の入力

「不動産番号の入力」ボタンを押して譲渡（売却）した土地建物等の不動産番号を入力してください。

不動産番号の入力

譲渡資産

入力件数：0件 / 30件

不動産番号を入力する

登記事項証明書の提出等が特例の適用要件になる方で

・不動産番号が分かる方
「はい」をタップして不動産番号を入力してください。

・不動産番号が不明な方
「いいえ」をタップして登記事項証明書を提出してください。

登記事項証明書の提出等が特例の適用要件にならない場合は、この画面は表示されません。

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1 → 2 → 3. 入力内容の確認

不動産番号の入力 契約：1件目

土地建物等（譲渡資産）の不動産番号を入力してください。

不動産の種類

土地

建物

特例

措置31条の3

不動産番号

※：13文字

不動産番号

訂正

削除

入力内容の確認

戻る

不動産番号を入力して「入力内容の確認」をタップ

不動産番号を入力して「入力内容の確認」をタップ

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

1 → 2 → 3. 入力内容の確認

不動産番号の一覧 契約：1件目

不動産番号の入力

譲渡資産

入力件数：2件 / 30件

不動産の種類

土地

特例

措置31条の3

不動産番号

1234567890123

訂正

削除

不動産番号を入力する

戻る

不動産番号を入力して「入力内容の確認」をタップ

不動産番号を入力して「入力内容の確認」をタップ

次へ

土地や建物を譲渡（売却）してその譲渡所得を申告する場合の入力例

STEP18 所得控除・税額控除の入力

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10

収入・所得の入力

選択された所得の入力

土地や建物、金地金やゴルフ会員権などの資産をお売りになった方

土地や建物などを譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方

土地建物等の譲渡所得

入力あり

土地建物等の譲渡所得の金額を表示する

次へ

戻る

申告する各種控除があれば適宜入力します。
(所得控除・税額控除)

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10

控除の入力 (1/2)

支出に関する控除の入力

社会保険料を支払った方

国民年金保険料、国民健康保険料（税）、介護保険料などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

社会保険料納税

寄附金控除

政党等寄附金等特別控除

次へ

戻る

STEP19 計算結果確認（全体）

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は各項目の訂正ボタンを押してください。

納付する金額

388,600円

※：住民税等については、確定申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

収入・所得金額（申告分離課税）の確認

長期譲渡・一般分

収入金額 25,000,000円

所得金額 3,018,000円

収入・所得金額を訂正する

その他の項目を訂正する

次へ

入力内容に応じて税額が自動計算されます。

所得金額

長期譲渡・一般分

収入金額

所得金額

収入・所得金額を訂正する

その他の項目を訂正する

次へ

訂正があれば「～を訂正する」をタップし、情報の訂正

STEP20 還付金の受取方法・納付方法の入力

還付金の受取方法

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

還付金の受取方法 **必須**

公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

ゆうちょ銀行への振込み

ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局での受取り

又は

納付方法

延納の届出

上記の納付する金額について延納を希望される方は、「延納を届け出る」にチェックを付けてください。
なお、延納期間中は利息税がかかりますので、ご注意ください。

延納を届け出る

納付方法の選択

納付方法 **必須**

各納付方法の内容を確認する

選択してください

納付方法を選択

参考 納付方法のご案内

以下の納付方法が選択できます。

- 振替納税（口座引落）
- 電子納税（ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング）
- クレジットカード納付 ※1
- スマホアプリ納付（Pay払い） ※2
- コンビニ納付 ※2
- 金融機関等での窓口納付

- ※1 クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ※2 スマホアプリ納付及びコンビニ納付は、納付税額が、30万円以下の場合に利用できます。

納付の手続きについて、詳しくはこちらをご覧ください。



STEP21 財産債務調査・住民税等

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10

財産債務調査、住民税等に関する事項

財産債務調査の作成

財産債務調査の提出要件の確認

その年の12月31日においてその種類の合計額が10億円以上の財産を有する方は、その年の翌年の6月30日までに、財産債務調査を提出する必要があります。
提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

> 財産債務調査の提出要件の詳細

12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している

所得税で確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等がある場合

非上場株式の少額配当等の入力を行う

住民税の徴収方法

給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法を選択してください。

必要なのみ選択してください

次へ

戻る

該当があるものを適宜入力

STEP22 基本情報の入力

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10

基本情報の入力

氏名・電話番号の入力

氏名（フリガナ）
※：各11文字以内

コクゼイ タロウ

氏名（漢字） **必須**
※：各10文字以内

国税 太郎

電話番号
※：日中連絡が取れる電話番号を入力してください。

区分

世帯主からみた続柄
選択してください

整理番号 目
※：強制的に発行された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で付番した整理番号が必要になる場合は入力してください。
※：数字桁

01234567

次へ



訂正事項が無ければ「次へ」をタップ

STEP23 マイナンバーの入力

マイナンバーの入力

1人目

氏名
国税 太郎（本人）

生年月日
昭和43年10月13日

マイナンバー（個人番号）
※：数字12桁

次へ

マイナンバーを入力し「次へ」をタップ

STEP24 送信前の申告内容確認

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10

送信前の申告内容確認

申告書等を表示して、送信前に申告内容を確認してください。

申告書等を表示する

申告内容を訂正する場合

次へ

送信前の申告内容確認

申告書等を表示する

申告内容を訂正する場合

次へ

「申告書等を表示する」をタップすると、PDFがイメージが表示されます。
誤りがあった場合には、「申告内容を訂正する場合」をタップし、申告内容を訂正してください。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

STEP25 送信準備

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10

送信準備

特記事項の入力

特記事項
※：2000字以内

その他の事項の入力等

税理士に関する内容の入力

税理士に関する内容を入力する

登記情報の入力

登記事項証明書（登記簿）の添付に代えて照会番号を送信する

次へ

戻る

特記事項等があれば入力し、「次へ」をタップ

土地や建物を譲渡（売却）してその譲渡所得を申告する場合の入力例

STEP26 データの送信

データの送信

STEP27 送信結果の確認

送信結果の確認

STEP28 申告書等送信票の確認

申告書等送信票（兼送付書）等の確認

送信した申告書等の印刷・保存が可能

STEP29 送信後の作業

送信後の作業のご案内

動画で見る 確定申告



入力データ (.data) は翌年以後の申告書作成で活用可能

入力方法について注意するポイントを動画でもご案内しています。



※ 申告内容により画面表示と異なる場合があります。

参考：添付書類のイメージデータの提出方法

STEP1

申告書送信後、「お知らせ・受信通知」から添付書類のイメージデータの追加送信を行う申告等データの受信通知を選択します。

STEP2

受信通知の「添付書（PDF）の追加送信へ」ボタンをタップ

STEP3

画面の案内に従い進んでいくと、添付書類の作成画面が表示されます。ファイル（PDF）の追加をタップ

STEP4

ファイル（PDF）の選択をタップし、添付するファイル（PDFデータ）を選択します。選択後、添付書類名称を入力しOKをタップ

STEP5

添付書類が複数ある場合「STEP 3」、「STEP 4」の手順を繰り返し添付書類の追加をします。選択が終了したら、OKをタップ

イメージデータで提出できる書類はコチラ



◎ スマホで撮影したデータの送信も可能です



添付書類はPDF形式で提出が可能です。スマホで撮影したデータをPDFに変換する方法は右の二次元コードからご確認ください。



「参考」 マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、マイナンバーカードを読み取った後に利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って、入力を行います。

e-Tax

マイナンバーカード方式の利用開始

利用者識別番号をお持ちの方

マイナンバーカード方式の利用開始手続きを行います。利用者識別番号とパスワードを入力し、「マイナンバーカード情報の確認へ」ボタンを押してください。

必須 利用者識別番号

例) 1111222233334444

016

必須 パスワード

英数字8文字以上50文字以内

マイナンバーカード情報の確認へ

利用者識別番号とパスワードとは

利用者識別番号やパスワードをお忘れになった方は、「戻る」ボタンを押してください。

初めてe-Taxをご利用される方

マイナンバーカードの読み取り

e-Tax

マイナンバーカード情報の確認

氏名などの情報を入力してください。

入力方法の選択

マイナンバーカードから読み取る

直接入力する

入力内容に誤りがないか確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

次へ

「マイナンバーカードから読み取る」を選択し、「次へ」を押します。

e-Tax

マイナンバーカード情報の確認

氏名などの情報を入力してください。

入力方法の選択

マイナンバーカードから読み取る

直接入力する

必須 読み取り方法

この端末を利用

QRコードの表示

この端末を利用

マイナンバーカードはこの端末で読み取る方は事前にマイナンバーアプリのインストールが必要です。マイナンバーアプリがインストールされている方は「この端末を利用」ボタンを押してください。マイナンバーアプリが起動しますので、券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)を入力してください。

App Store Google Play

この端末を利用

初めてe-Taxをご利用される方は「マイナンバーカードの読み取り」を押します。

なお、既に利用者識別番号をお持ちの方は、青枠の「利用者識別番号」と「パスワード」を入力し「マイナンバーカード情報の確認へ」を押します。

券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)を入力し、マイナンバーカードの読み取りをします。



「マイナンバーカードから読み取る」及び「この端末を利用」を選択し、ページ下部の「この端末を利用」を押します。

e-Tax

マイナンバーカード情報の確認

この端末を利用

氏名

国税 太郎

生年月日

1970年1月1日

住所

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

性別

男

入力内容に誤りがないか確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

次へ

「マイナンバーカード情報の確認」画面にマイナンバーカードから読み取った情報が表示されますので内容を確認し、「次へ」を押します。

※既に利用者識別番号をお持ちの方は、一番右の「本人確認/情報取得希望」の画面に進みます。(次の①～③の操作は不要です。)

e-Tax

利用者情報登録

内容確認する

①利用者情報登録
氏名等はマイナンバーカードを読み込むことで自動入力されますので、その他未入力の情報を入力のため、「内容確認する」を押します。

e-Tax

内容確認

送信する

②内容確認
「内容確認」画面が表示されますので、入力内容を確認し、「送信する」を押します。

e-Tax

利用者情報登録完了

送信後の結果を確認し「次へ」を押します。

次へ

③利用者情報登録完了
送信後の結果を確認し「次へ」を押します。

e-Tax

本人確認/情報取得希望

確認情報

利用者識別番号

1741 0721 2095 0007

氏名

国税 太郎

生年月日

1970年1月1日

本人確認/情報取得希望

e-Taxからの情報取得

e-Taxからの情報取得を希望すると、申告書作成時に必要な各種情報を取得することができます。取得できる情報の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。情報取得を希望するにあたっては、マイナンバーカードによる本人確認の手続きとは別に、マイナンバーカードの読み取りと券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)の入力が必要となります。

e-Taxからの情報取得を希望する

本人確認

本人確認の手続きには、マイナンバーカードまたはスマートフォン電子証明書の署名用パスワード(6～16桁の英数字)が必要となります。

必須 認証方法の選択

この端末を利用

QRコードの表示

この端末を利用

マイナンバーカードまたはスマートフォン電子証明書をスマートフォンで利用する方は事前にマイナンバーアプリのインストールが必要です。マイナンバーアプリがインストールされている方は「この端末を利用」ボタンを押してください。マイナンバーアプリが起動しますので、署名用パスワード(6～16桁の英数字)を入力してください。

App Store Google Play

この端末を利用

e-Taxからの情報取得を希望すると、申告書等の作成時に必要な各種情報を取得することができます。希望する場合には、「e-Taxからの情報取得を希望する」をタップし、本人確認のためにご自身のカナ氏名を入力の上、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

「e-Taxからの情報取得を希望する」をタップすると、カナ氏名が入力欄が表示されます。

「マイナンバーカードの利用方法」で「この端末を利用」を選択の上、「本人確認」項目の上に表示された「この端末を利用」ボタンを押し、マイナンバーカードを読み取ります。

※マイナンバーカードを読み取る際に、署名用電子証明書のパスワード(4桁の数字)が必要となります。

本人確認のため、ご自身のカナ氏名を入力してください。

必須 姓(フリガナ)

例) コクセイ

0/50

必須 名(フリガナ)

例) タロウ

0/50

必須 マイナンバーカードの利用方法

この端末を利用

この端末を利用

本人確認するために、マイナンバーカードの読み取りを行います。

「認証方法の選択」で、「この端末を利用」を選択の上、画面下部の「この端末を利用」ボタンを押し、マイナンバーカードを読み取ります。※マイナンバーカードを読み取る際に、署名用電子証明書のパスワード(6～16文字の英数字)が必要となります。